

日立都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により日立都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年5月16日

日立市長 小川春樹

記

- 1 都市計画の種類
用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域及び規制の内容
 - (1) 準工業地域
 - ア 追加する部分
久慈町一丁目、みなと町の各一部
 - イ アに係る規制の内容
建ぺい率60%以下、容積率200%以下
- 3 縦覧場所
日立市 都市建設部 都市政策課

日立都市計画用途地域の変更（日立市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（日立市）

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の高さの限度	建築物の敷地面積の最低限度	備 考
第一種低層住居専用地域	約 176ha	8/10以下	4/10以下	—	10m	—	約18.3%
	約 752ha	10/10以下	5/10以下	—	10m	—	
小 計	約 928ha						
第二種低層住居専用地域	約 78ha	15/10以下	6/10以下	—	10m	—	約 1.5%
	約 78ha						
小 計	約 78ha						
第一種中高層住居専用地域	約 1,089ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約21.5%
	約 1,089ha						
小 計	約 1,089ha						
第二種中高層住居専用地域	約 148ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 2.9%
	約 148ha						
小 計	約 148ha						
第一種住居地域	約 709ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約14.0%
	約 709ha						
小 計	約 709ha						
第二種住居地域	約 354ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 7.0%
	約 354ha						
小 計	約 354ha						
準住居地域	約 239ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 4.7%
小 計	約 239ha						
近隣商業地域	約 77ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	約 1.5%
小 計	約 77ha						
商業地域	約 147ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	約 3.0%
	約 5.0ha	50/10以下	8/10以下	—	—	—	
小 計	約 152ha						
準工業地域	約 315ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 6.2%
小 計	約 315ha						
工業地域	約 542ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約10.7%
小 計	約 542ha						
工業専用地域	約 430ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 8.5%
小 計	約 430ha						
合 計	約 5,061ha						約100%

〔種類、位置及び区域は計画図表示のとおり〕〔備考欄の数値を合計しても、必ずしも100%ととならない場合がある。〕

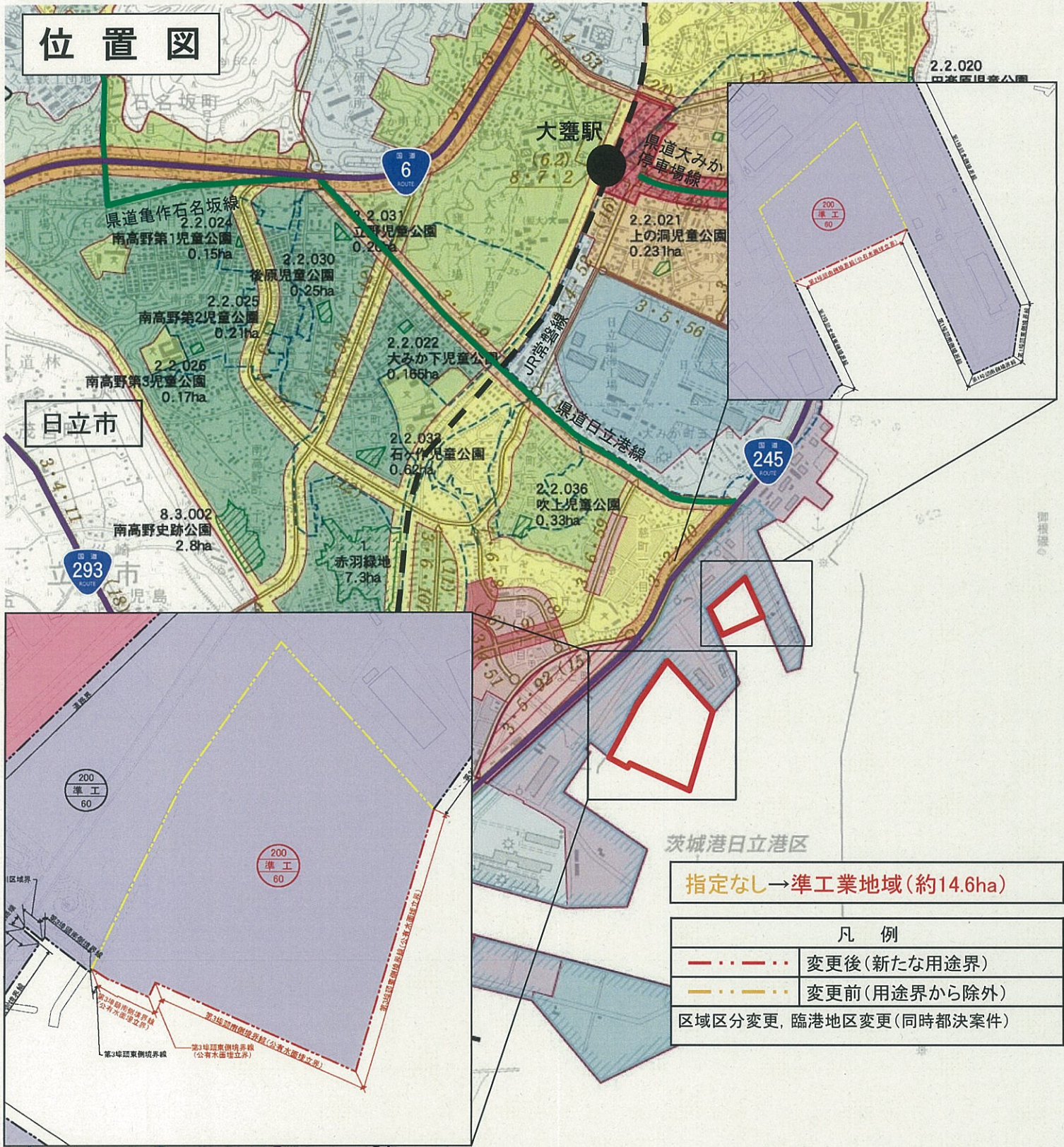
理 由

茨城港日立港区において新たに市街化区域に編入される区域について、周辺区域と整合した合理的かつ計画的な土地利用を図るため、本案のとおり用途地域を変更するものである。

(日上市決定)
日上市計画
用途地域の変更



位置図



指定なし→準工業地域(約14.6ha)

凡例	
	変更後(新たな用途界)
	変更前(用途界から除外)
区域区分変更, 臨港地区変更(同時都決案件)	

【変更理由】

茨城港日立港区において新たに市街化区域に編入される区域について、周辺区域と整合した合理的かつ計画的な土地利用を図るため、本案のとおり用途地域を変更するものである。